

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

			資料番号	1	担当課	保健福祉課
法令名	地方独立行政法人法 (公立大学法人愛媛県立医療 技術大学に対するものに限る)	根拠条項	第17条第1項～ 第3項	不利益処 分の種類	役員の解任	
<p>○地方独立行政法人法 (役員の欠格条項)</p> <p>第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。 2 (略)</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第十七条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その役員を解任することができる。 4 (略)</p> <p>(理事長の解任の特例等)</p> <p>第七十五条 第十七条第一項（次条において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、第十七条第二項及び第三項（これらの規定を次条において準用する場合を含む。）の規定により、学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとする。この場合において、公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大学に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。</p>						